

第 37 回 CASCO 総会及び関連会合 報告書

報告者:(一財)日本規格協会 横田 洸 中川 梓

日時:2023 年 4 月 25-28 日

場所:ジュネーブ(ハイブリッド開催)

参加者:約 70 名

スケジュール:

Panel discussion on CASCO technical work with WG convenors and experts	25 日 12:00~15:00	オープンセッション
Keynote session: ESG key concepts and conformity assessment	26 日 9:00-10:30	CASCO メンバー及び A リエゾンのみ
Formal plenary	26 日 11:00-15:00	
Discussion session: CASCO Ad-hoc Group on monitoring external development relevant to conformity assessment	26 日 15:30-17:00	
ISO leadership: Update on key initiatives and ISO strategy implementation	27 日 10:00-11:00	
Formal plenary	27 日 11:00-17:00	
Workshop: Digitalization in conformity assessment	28 日 9:00-12:30	オープン/人数制限あり

Panel discussion on CASCO technical work with WG convenors and experts

●WG 61 – ISO/IEC 17012 Conformity assessment –Guidelines for use of remote methods in conducting audits of management systems

Importance of remote techniques in post COVID 19 situation and relevance of this future document

パネリスト:WG61 共同主査(Ms D. Zheng 及び Mr B. Houla)、WG61 エキスパート(Mr A. Ezrakhovich 及び Ms D. Desai)。

パネリストが、17012 のポイントや重要な部分、意図や価値などを説明し、ウェビナー参加者が Q&A やチャットに質問を入れる形で進行。最初に参加者のカテゴリを調査するサーベイがあり、SDO29%、AB24%、行政機関 11%、CAB21%。

パネリストからの主な説明は以下:

- Remote method やマネジメントシステムの遠隔審査は、昨今出てきた新しいアイデアではない。しかしポストコロナ時代の今、remote method の重要性が増していることも事実。様々な文書や基準が作られているので、harmonize する必要がある
- 17012 は第 1 者/第 2 者/第 3 者の審査に適用でき、様々な remote method をカバーしている
- この文書では Remote method を示すとともに、Remote method で効果的に監査を行う能力があるかなどの確認に活用することができる
- Remote method は traditional method にとって代わるものではなく、支援するものである。両者のフレキシブルな組み合わせで審査を設計すべき
- Remote method を使うことのリスクと機会があるが、これらを考慮した、テーラーメイドの審査プログラムを作り、remote method を活用する割合を決めるべき
- 審査員と被審査者双方に責任があり、remote method を活用するための準備が必要である

ウェビナー参加者からの質問に答え、以下のコメント/説明があった

- ISO19011 との関係:開発に先立つ投票の際、新しい規格を開発するのではなく、19011 を更新してはどうかとの意見があり、WG で別の文書を作るか、19011 の補完文書(Annex など)を作るかを検討した。しかし単に遠隔技術を示すのではなく、原則や考え方も示すため、別の文書をすることにした。構成は terminology は 19011 に揃えてあり、読みやすいと思う
- リスク:表を 2 つ作り、リスクと機会を示している。リスクアセスメントを行いリスクが許容できると判断できなければ、その remote method/remote audit が行うべきではない。審査プログラムを適切に設計し、実施していればリスクは最小化できる
- 事例や good practice を示したらどうか:いいアイデアである。今のところ作っていないが、Annex があってもよいだろう

●WG 57 – ISO/IEC 17043 Conformity assessment –General requirements for proficiency testing

Promotion of new version, what issues were solved for PTP, perspective from user

パネリスト:WG57 共同主査(Mr D. Tholen 及び Mr S. Sidney)、WG57 エキスパート(Mr K Middlebrook)、モデレーター(Ms D. Mueni Mengo)

参加者のカテゴリを調査するサーベイによると、SDO19%、PT プロバイダー14%、その他の CAB14%、AB35%。
17043 に very familiar 28%、familiar 52%、not familiar 20%。

パネリストが 17034 の概要、主要な改訂点、ユーザー(PT プロバイダー)の観点からのコメントを述べるとともに、ウェビナー参加者が Q&A やチャットに質問を入れた質問に答える形で進行。

主な内容は以下：

- 17043 は広くいろいろな分野で使われている。CEN 規格となり欧州内での規制への引用されている他、いろいろな国で規制に活用されている
- 今回の改訂で第 4 版になるが、これまでの利用を通じて出てきた問題点に対応するとともに、他の CASCO 規格とのアラインも図った
- 改訂内容は PPT 資料を作り紹介している。大きな変更として、タイトルそのものの修正(他 CASCO 規格に合わせて修正)、リスク及び機会の概念を入れたこと、subcontractor を削除など
- 今回の改訂は大きいので PT プロバイダーは適合に大きく影響を受けると認識している

Keynote session: ESG key concepts and conformity assessment

下記のパネリストが講演

●Mr David Photiadid (Delphi)

ESG に関連するプレッシャー(ステークホルダー、従業員、消費者、規制など)が高まっていると述べ、ESG エコシステムの 4 つの key aspect は、ESG/Sustainable investing、ESG-oriented regulation、ESG/Sustainable standards & certifications、ESG/Sustainable reporting であることを、関連のイニシアティブや関係団体を示しつつ説明。

さらに、ESG/Sustainable investing が drastic に増加していることや、corporate disclosure に関する voluntary な動きとして ISSB や SASB の紹介、mandatory ESG disclosure の例として、CSRD(EU: Corporate Sustainability report directive)が発効されたことや、米国証券取引所が気候変動やサイバーセキュリティに関する開示案を出していることを紹介。

●Mr Marc Boissonnet (Bureau Veritas & TIC Council)

EU で CSRD(Corporate Sustainability Reporting Directive)が 2023 年 1 月に発効したことにより、non-financial performance report から corporate sustainability transition report へと、CSR のパラダイムがシフトする。報告要件を定める ESRS(European Sustainability Reporting Standards)に従ったサステナビリティ情報の報告が必要となり、報告された情報の信頼性を高めるために、サステナビリティに関する情報について独立した第三者(IASP: independent assurance service provider)による保証義務が導入される。

ESRS ISO 規格とのアラインが重要であり、また、IASP の認定に ISO/IEC 17029 が認知される必要がある。CASCO には ESRS を作成する EFRAG(欧州財務報告諮問グループ)との engage を期待する。目指すところは、financial boarder を超えて sustainability に science-based legitimacy を提供することである。

●Ms Josephine Jackson (IAASB), Mr Channa Wijesinghe (IESBA)

IAASB (the International Auditing and Assurance Standards Board 国際監査保証基準審議会)のプロジェクト、国際サステナビリティ保証基準(ISSA)5000 開発について説明(開発指針の 6 つの優先事項*、スケジュール**など)

*

①限定的保証と合理的保証の差異、②criteria の適切性、③保証業務の範囲、④証拠、⑤内部統制、⑥重要性 materiality

**

2023 年 9 月パブコメ開始、2024 年末~2025 年初に最終案予定

IESBA(the International Ethics Standards Board for Accountants 国際会計士倫理基準審議会)の倫理規定について説明。

●Ms Cairtlin Peeling (ISEAL)

ISEAL(International Social and Environmental Accreditation and Labelling Alliance) の紹介。

Sustainable system が機能するには define、assess、measure、communicate、learn が重要な要素であること、ISEAL credibility principles で信頼される sustainability system のあるべき姿を示していること等。

ISEAL の Code of Good Practice は CASCO toolbox を補完するものであり、Code に基づいて承認されたス

キームは 17021-1、17065、17029 に沿ったものである。

総会

●議題 1 開会

CASCO 議長 Mr. Reinaldo Figueiredo が開会の挨拶:

対面で開催できたことをうれしく思う。また、IEC CAB 議長の参加に感謝する、また地域グループや関係団体を招待している等。メンバーの積極的参加を期待するとともに、productive plenary にしたい。

●議題 4 Appointment of the resolutions team

事務局長より resolution team の募集があり、以下で構成されることになった。

- Cynthis Woodley (ANSI/USA)
- Gerard Maxwell (TTBS/Trinidad Tobacco)
- Cynthia Milito (SCC/Canada)
- Claudio Lopez (UNIT/Uruguay)
- Christina Draghici (CASCO Secretary)

●議題 5 Report of the 36th CASCO plenary meeting

前回の CASCO 総会の報告書が確認された。

●議題 6 CASCO 議長報告

N1386 に沿って、いくつかのトピックについて説明した。

- この 3 年間の優先事項は、CASCO メンバーの TC 活動や総会への参加を促すこと、CASCO の構造の見直しを開始したこと、メンターシップ (WG コンビナの養成) の拡大することである
- ESG 関連では、ESG レポートの信頼性を保証するために、CASCO toolbox がどのような solution を提供できるかの議論に、CASCO メンバーの参画を促した
- IEC/ISO の SMART 規格のプログラムに CASCO として参加している。これは将来の規格への対応である
- COPOLCO、DEVCO の両議長と協調を深めた
- 地域会合に参加し、メンバーとのコミュニケーションを図るとともに、SMART 規格に関するセッションなども行った
- STAR、TIG の主査、各 WG 主査、メンテナンスグループ、副議長、事務局に謝辞

参加者からは、議長/副議長がメンバーの参加に尽力してくれたことに深い感謝の声が寄せられた (Resolution で謝辞を述べたいとのコメントあり)。

IEC/CAB 議長からは、CASCO との交流が非常に successful かつ beneficial なものとなったことを議長/副議長及び事務局に感謝したいとのコメントがあり、議長は ISO/IEC のダブルロゴの規格を開発している大切なパートナーであると答えた。

●議題 7 Task group review of CASCO structure and mandate

議長／副議長より説明。

CASCO structure の見直しは 2020 年に開始され、2022 年総会で報告が行われた後、structure 見直しのグループを拡大し、CASCO の policy role の明確化を含む structure の見直し、ToR の見直しを行うこととなった。ToR の見直し案が CPC で確認された後、2023 年 1 月～3 月にかけて CIB に向けられ、100%がこの見直し案を ISO 理事会に提出し承認を求めることに賛成した。理事会には既に提出済み(6 月理事会で議論)。CASCO の ToR の見直しを行うと同時に、CPC の ToR の検討も行ったが、CPC の構成に関し異論があったが(既に解散したコア規格の WG コンビナを含めるかどうか)、協議を重ね、最終案を作成した(概要の説明あり)。Proc01 に含め、総会の後、CASCO メンバーへの照会を行う。

CPC の構成について、開発途上国メンバーに最低 4 枠が設けられたことに対し(3 枠から増加)、謝辞が示された。CPC の 2 年の任期について質問があり、任期の更新には制限はないが、distribution の確保が大事であり、その観点から継続が止められることもありうるとの説明あり。

●議題 8 CASCO 事務局報告

事務局長より、各 WG の活動状況、2022 年の SR 投票結果及び今後の SR 投票予定の規格、CASCO Convenor Mentoring programme などについて、N1387、N1388、N1389、N1390 に沿って報告があった。概要は以下：

- P メンバー数: 92 か国、O メンバー数: 50 か国(2022 年)。うち 101 か国が開発途上国
- 現在 6 つのプロジェクト(ISO/IEC TS 17012、ISO/IEC 17020、ISO/IEC TS 17021-15、ISO/IEC 17024、ISO/IEC 17043、ISO TS 21030)が進行中
- ISO SMART に関するワークショップを 2 回、ISO 総会で実施
- ISO survey 2022 は 9 月に提供される予定
- ISO/IEC 17020、ISO/IEC 17024、ISO/IEC TS 17027 の SR 投票の結果

<8.1 2023 CASCO Work Programme>

詳細には触れず。ISO 理事会で承認されたもので、実績の報告も行うことのみ説明。

<8.2 2023 CASCO Convenor Mentoring Programme - assessment>

メンターシッププログラムの実施状況を報告するとともに、効果を評価するにはまだ時間が必要であるとの説明。

<8.3 2023 Follow-up of 2022 plenary resolutions>

資料(N1390)に沿って、昨年総会の決議事項のフォローアップ状況の説明。

●議題 9 CASCO Roadmap

<9.1 SR ballots planned in 2023>

事務局長より説明。

17065 と 17067 の SR の関連についての質問あり。関連の深い規格なので SR のタイミングを調整するつもりであったが(2023 年 10 月の 67 の SR 後で 65 の SR を行う)、DIN より 65 改訂の NWIP が出たので、事実上 65 の見直しが先になるとの説明。

<9.2 New parts to ISO/IEC 17021-1 –Proposal for new form for justification from TC to limit proliferation>
事務局長より背景の説明。

17021 のシリーズが乱立しており(2012 年より 14 件)、MSS を開発した TC/SC はルーチンのように 17021 シリーズを開発する傾向があるとの問題意識が CASCO にある。MSS 開発にあたり TC/SC が必要性の justification を提出するが、CASCO 事務局でその内容をもとに開発に NO と言うのは困難である。前回の CPC での議論の結果、TC/SC に justification を記入してもらった Form を作り、必要性をもっとわかりやすく記入できるようにする(必要であれば拒否できるようにする)ことが提案された。

参加者からは支持。なお、MSS の乱立に関してもコメントが出たが、それは TMB の責任事項であり CASCO の権限ではないのでここでは議論しないとされた。

●議題 10 CASCO WG & meeting management

<10.1 Discussion – WG membership: balanced representation>

CASCO では 2012 年以来、WG へのエキスパートは同じ国からは 3 名までとしてきたが、これは手順などに盛り込まれたものではなく、正式に決議されたものでもない。事務局から、あらためてこのルールの確認と何等かの形で成文化したい(不文律ではなく)との提案。

Directive にはバランスのとれた WG 構成と述べられているのみだが、CASCO でこのルールを定めたのは WG のサイズを運営上の効率を考え適正レベルに保つことと特定のメンバーが dominant にならないようにするため。以下のような意見が出た。

- コンセンサスを取るときに 2~3 人が丁度よい。人数が増えると、議論を進めていくのに時間がかかり、コンセンサスが得にくくなる
- バランスは大事だが、WG 参加により学ぶ機会にもなるので、例えばオブザーバーを認めるなどはどうか
- WG の人数はそれぞれの WG に合わせて制限してはどうか。規格について知りたい人の参加は良いと考えるため、WG のバランスや人数を決めるプロセスについて考え直す必要があると考える
- 基本的には 3 人で制限して、状況にあわせて人数を増やす(リモート会議は参加できるようするなど)
- 実際、3 名以上出したがるメンバーは多いのか? 過去からそういう国は少ないのではないか
- エキスパートをたくさん派遣することができない国もある
- Directive では WG のエキスパートは個人として参加(特定の利害を代表)なので国でバランスをとろうとするのはおかしい→これは正確ではない。WD 段階でのコメントはエキスパート個人が行うが、CD になるとメンバー国の対応となるということで、NSB を代表している

かなり議論が長引いたが、言語や人材が豊富でそもそも dominant な国と、エキスパートを出すのにも苦労しがちな開発途上国等の利害が分かれ、コンセンサスがとれなかったため、以下の両案 3 名までとする、3 名とするが事務局判断で例外を認める両案に対し、投票を行うこととなった。結果、43 票中、3 名までとするが 28 票、例外を認めるが 8 票、棄権が 7 票となり、3 名制限を採用し、Proc1 の次の改訂の際に盛り込む

こととなった。なお、総会決議に本件を盛り込む際、決議にどのように記述するか、さらに英語の表現についての議論があった。※決議は CASCO 決議 11/2023

<10.2 Discussion - WG meeting: procedure in CASCO on types of meetings; face to face/hybrid/virtual>

3 タイプの会議に関し、TMB/SMB のガイダンスに基づき説明があり、この原則をもとに手順を作る(小グループを複数設置し、発行形態は CASCO Procedure への入れ込みとする)ことが提案された。

反対意見はなく、手順を作る際の要望として、技術上の工夫(例えば、同じ国からの参加者がオンライン参加と対面参加で別れる場合のコミュニケーションのためにチャットを付けるようにする、等)や、ネットゼロへの配慮などのコメントがあった。

●議題 11 CPC 報告

議長より報告。昨年、リモートで 2 回、ハイブリッドで 1 回の会合を行った。主に、ToR、17065 や 17024 などの SR、17021 シリーズの増殖など議論を行い、一部は本総会の議題に挙げられていること等。また、ISO/IEC TS 17012 の NWIP について、他の TC と調整する必要、パートナー組織が似たような文書を開発していることへの懸念が挙げられた。

●議題 12 STAR 報告

主査 (Ms Stefanie Vehring) より報告。

作成した文書がウェブサイトに公開されていること、共同主査を指名したこと、informative package を作ったこと (CASCO 活動のプロモーション用の PPT) 等。また、最新の CE に関する文書については、各メンバーにプロモーションのお願いあり。2023-24 年の計画については、適合性評価の digitalization で、関連のワークショップを実施 (本総会)。またプラスチックの sustainable use に関する UN treaty への貢献についても議論していく。

●議題 13 TIG 報告

主査 (Mr Graeme Drake) より報告。

PC317 (Consumer protection: privacy by design for consumer goods and services) で開発した ISO 31700-1 について議論したこと、共同主査の指名、TEG を設置し 22 名がノミネートされたこと、Directives Clause 33 についてのワークショップを行ったことなど。またセクター別の適合性評価に関する文書が増加している傾向が続き、現在、30 以上のプロジェクトをモニター中であることも報告。

●議題 14 IAF-ILAC-ISO Joint Strategic Group update report on 2022

ILAC 議長より、JSG での主な議論について報告 (JSG の議長は 1 年毎の持ち回りで現在 ILAC が JSG の議長)。

ISO/IEC 17021 の NWIP に関する懸念、ISO 9001 及び 14001 それぞれに作成されていた Expected outcome for accredited certifications をマージして accredited MS certification に関する 1 つの文書としたこと、IAF

の FAQ(コロナ禍に設置されたもの)が CASCO clarification プロセスに抵触するのではないかとの懸念に関し違いを理解するために意見交換したこと、CASCO における ESG TG と IAF のサブグループとの意見交換を行ったこと、等。また IAF で構築中の accredited certification のデータベースに関し進捗状況の報告あり。

●議題 15 CASCO Task group on ESG

議長より報告。

TMB の SAG on ESG の報告/推奨を受け、TG を設置し意見交換を開始。TMB の作った関連のグループへ TG メンバーを差し向ける。

●議題16 Task group future toolbox: subgroup 2 – draft deliverable

Ms Anne-Marrie Warris より報告。

3つのサブグループを設置し、サブグループ1の作業は終了。サブグループ3の活動は2の活動終了後に再開する。それぞれのサブグループの成果物はウェブに掲載して誰でもアクセスできるようにする予定。

●議題 17 Discussion item submitted by ANSI – “virtual site” and “virtual employee” difference of understanding across the conformity assessment community

Ms Sheronda Jeffries (TIA)より説明/問題提起:

働き方が変化し、仕事とは、どこに行くかではなく何をするかに代わってきた状況で、審査をどのように考えるか、例えば、審査時間、審査計画、実施などを考えるにあたり、employee をどのように考慮すべきか、認証範囲をどのようにすべきか。従来の審査では、on-site activity は location、physical location に紐づけられている。審査時間は従業員の頭数で決定される場合が多いが、考え方の違いが出てきている(例えば、IAF MD5 では location ごとの従業員数で計算するので 53 人日になる組織が、irrespective locations と考える 27006 では 16.5 人日となる)。また、location といっても、従来の工場といった概念もあれば、3D 技術を使って自宅で製造という世界も生み出されつつある。また様々な ICT があり、審査側に求められる力量も変わってきている。将来的に監査報告書を作成する際に、AI を使用する可能性があるかもしれない。適合性評価や力量に関して、倫理面、技術面の議論を重ねていくことが今後必要である、等。

この問題提起を受け、CPC で対応を検討することとなった。

●議題 18 ISO Capacity building update

– Training activities on conformity assessment in 2023

– E-learning “Management of International Standardization Work”, module on Conformity Assessment

ISO/CS の Capacity Building Unit より報告。

Digital accessibility に関するサーベイを行ったこと、Conformity Assessment and regulators 及び improving market access に関するワークショップを行ったが、参加者からの評価がとてもよかった。2023 年に実施す

る適合性評価に関する Capacity building 活動は、improving market access、Directive Clause33、製品認証など。

●議題 19 Engagement with members

<19.1. Framework and activities for 2023>

事務局長より説明。

Regional engagement の一環で月例の会合がもたれており、CASCO の認知度を上げるため、2 つの方法を考えている:

- CASCO の現状報告のためスライドを 1-2 枚作り、月例会合で発信する
- NSB の支援を受けて、特別なセッションを開催する

<19.2. Discussion on the place of industry in stakeholder representation >

CASCO の活動や CASCO 規格にとって Industry からのインプットが非常に重要であり、これまで industry を惹きつけるべく努力をしてきたが十分な成果を上げていない。CASCO メンバーやリエゾンはどのように受け止めているかとの問題提起。(時間無く、問題提起まで)

●議題 20 IEC CAB report

IEC/CAB 議長、Mr. Shawn Paulsen より報告。

IEC の概要、IEC/CAB の活動、IEC 適合性評価システムの紹介、IEC Strategic Plan の 3 つのテーマ(-enabling a digital and all electric society, -fostering a sustainable world, -leading on trust, inclusion and collaboration) の説明の他、将来の適合性評価に関する検討として、WG19(digital transformation)、SMART に関する適合性評価のグループの設置(IEC/ISO Joint CA Group)、遠隔技術、AI や 3D プリント、ビッグデータ、virtual measuring、デジタルツイン等に触れた。

●議題 21 20 years of Auditing Practice Group (APG)

Ms Joanna Sa (APG 共同主査)が説明。

2003 年設立で 20 年目。これまで 50 以上の文書を作成、日本語、スペイン語、ポルトガル語に翻訳されていること等。

●議題22 Drafting and approval of plenary resolutions

Resolution案を確認。

●議題 23 Any other business

議長及び事務局長より以下の説明があった。

- 議題 26 以降に報告書を示してある。報告書を提出いただいた WG 主査やリエゾン団体各位に感謝す

る

- 翌日のワークショップにぜひ参加いただきたい

●議題24 Date and place of plenary meeting in 2024y

事務局長より説明。UNBS(ウガンダ)よりホストの申し出があり、4月最終週にカンパラで実施。

●議題 25 閉会

議長挨拶。メンバー各位、STAR/TIG 主査、WG 主査、リエゾン団体に深謝。今年いっぱい任期が終了する議長及び副議長に事務局より謝辞及び記念品贈呈。

Discussion session: CASCO Ad-hoc Group on monitoring external development relevant to conformity assessment

副議長から背景説明。続いて主査の Ms Cynthia Woodly が活動状況の説明:

Ad-hoc Group を 2021 年に設置し過去 3 年間検討を重ねてきた。検討結果をもとに、社会、技術、環境、経済、政治、規制などのトレンドが適合性評価に与える影響のレベルについてサーベイを 2023 年 1~3 月に実施した。回答者の半分は認証機関で働く方で、適合性評価に携わる年月としては 11~20 年が一番多かった。

Ad-hoc Group では未だ取り扱うべき主要なトレンドやトピックスを絞り切れておらず、総会参加者に Slido を利用して投票を行った。この結果を参考に、今後のアクションプランを作るとのこと。

ISO leadership: Update on key initiatives and ISO strategy implementation

ISO 事務総長 Mr. Sergio Mujica(リモート参加/COPANT 総会参加中)、Mr Erick Kieck(Head of capacity building) 及び Mr Henry Cuschieri(Head of membership relation) が登壇。

Mr. Sergio Mujica は以下を述べた。

エデルマンのトラストインディケーターを引用し世界に不信感が広がっている状況で、ISO はメンバーシップ組織、コンセンサスベースの団体であり、不信感の広がりにはリスクである。そのような中、CASCO の提供する credibility は重要である。ISO 規格はプロミスを提供し、CASCO は assurance を提供するのである。その他、ISO 戦略の 3 つのゴールを説明するとともに、最優先は、気候変動、デジタルトランスフォーメーションであることなどが説明された。

Mr Henry Cuschieri は、ISO メンバー間の連携及び外部関連団体との連携の重要性を述べ、Regional Engagement Policy に基づく活動(Regional meeting を定期的に行っていることや各地地域団体との連携を図っていること等)を紹介し、メンバーに対しよりいっそう Regional 活動へ参加するよう促した。

Mr Erick Kieck は、ISO メンバーのうち 124 か国が開発途上国で、ISO は Capacity Building にコミットしていることを述べ、DEVCO の概要説明を行った。開発途上国の優先事項を特定し、それを支援していくが、適合性評価は重要項目である等。

参加者から Mr Erick Kieck に対し、開発途上国からの要望として、ステップ式に規格に適合していくことが望まれることがあるが、どのように考えるかとの質問があった。あるいはブリッジ的な規格の開発はどうか。

Mr Erick Kieck はステップ式適合及びブリッジ的な規格開発に対し、完全な否定はしなかったが、SME でライトバージョンの規格への要望があるのは事実であるとし、規格開発への参加と規格の uptake を 2 本柱として考えており、ハンドブックを作ったり、UNIDO などと協働して理解を促す努力をしているとの回答。

Workshop: Digitalization in conformity assessment

パネリストを迎え、2部構成で実施。

各パネリストの講演の概要は以下。

<Key note speech>

●Mr Antonio Kung (Co-founder and CEO of Trialog)

Integrating future technology and impact on conformity assessment

Horizontal standards (circular economy, digital transformation, ethics, safety, cybersecurity, AI, resilience 等々)と vertical standards の integration が必要となっている。個々の技術に対し横断的な懸念事項が出てくるようになっており、それに対応することにより、vertical な技術もさらに掘り下げられるという構図になっている。

Architecture、trustworthiness、interoperability といった profile を規定(define)するためと、実際にどうかを測るために適合性評価が重要となる。

<Panel 1: Digitalization in conformity assessment: current practices, benefits and challenges>

●Mr Brahim Houla (Accreditation Services Director of the GCC Accreditation Center)

Innovative digital approaches for trustworthy accredited conformity assessment services Sustainability

適合性評価に対する Digitalization や新しい技術の影響は大きく、例えば、校正をリモートやタッチレスで実施するようなことは行われている。いわゆるスマート化の3つの波は、

- 1) ICT: 適合性評価を支援する技術
- 2) Big data: データ分析による予測等
- 3) AI: AIによる選択、AIによるサービス等

技術の動きは非常に早く、これまでになかったリスクも発生している。例えば、オンサイトの審査が電子的な手法で行われる場合、守秘などのコントロールがしにくくなる。しかし我々は stay controlled であらねばならない。

●Mr. Anthony Donnellan (Director of the International Bureau of Legal Metrology (BIML))

Trust in metrology underpins the QI: trust in the digital QI and its governance underpins its future

Legal metrology における DX について語った。

製品のライフサイクルにおけるさまざまなプロセスで DX が起こっている。Fair digital data、どのプロセスでどのレベルの信頼性が必要かを明らかにして、Horizontal traceability chain の構築をする必要がある。post-market surveillance 部分は消費者に直結しているので重要である。

Legal metrology は規制の範疇であり、行政は DX をより受け入れるように変わってきているかとの質問あり。

●Mr Damiano Pietri (Co-founder and President of Metricode & Calibration Laboratory Manager)

●Mr Paolo Solinas (Calibration Laboratory Manager, ABC Bilance)

Smart calibration through digitization: the ABCBilance/Metricode case

ABC Bilance の校正サービスのデジタル化の紹介。まず文書/文書管理のデジタル化を開始し、portal document system を構築。さらに、顧客と文書をシェアできるプラットフォームを作り、顧客とのやり取りもデ

デジタル化。さらにクラウドベースの MetricodeHub を作り、校正データが自動的に処理/管理、保管され、校正証明書も発行できるようにした。データ管理が正確、容易になり、エラーもなくなった。

●Mr Roger D Jones (Convenor of IEC TC18 MT3 Committee for Hazardous Area Tankers)

Advantages and disadvantages of Digital Inspections within the maritime, offshore and renewable energy sector

検査のデジタル化の紹介。海運や沖合などの施設ではこの 10 年でデジタル検査が主流となった。デジタル診断ツール(digital diagnostic tool: DDT)が 24 時間体制あるいは遠隔でのモニタリングや検査を可能とした。DDT で活用される技術は、connected device やスマートセンサーによる情報収集、クラウドやエッジコンピューターシステムによる情報分析、マルチプラットフォーム(2D-3D-AR/VR)でのデータ表示など。

●Mr Tihomir Kezic (BV M&O Digital Solutions & Transformation Director)

Use of digital twin technology in maritime industry

海運分野における検査サービスのデジタル化を検査機関の立場より紹介。

デジタルツインを活用して、顧客とすべてのデータ(サーベイプランから証明書まですべて)を共有するとの説明の後、ドローン及び AI を使った船の腐食(corrosion)検出が紹介された。ドローンと AI で船内の腐食の状況を検査し、3D モデルで腐食の状況を描き出す。これにより、サーベイヤーが実際に目でみて検査していたものを完全にとって代わることができる。

< Panel 2: Digitalization in conformity assessment: implications for future >

●Ms Heidi Lund (Senior Adviser National Board of Trade Sweden, Chair of UNECE WP.6)

Innovation, AI, Technical Regulation and Trade

Digital product やそれを埋め込んだ製品が増え、規制の対象が tangible になっている。従来、規制は、主に安全性などを対象にしてきたが、サイバーセキュリティやレジリエンス、プライバシーなども対象にしなければならなくなり、複雑化している。また、これまで規制はセクターベースだったが、サプライチェーンが広く複雑になったので、技術的な規制だけでは間に合わない。規制はより mature になるべきだし、技術の動きの速さを考えると、規制のライフサイクルも考える必要がある。

●Ms Hannah Nguyen (Director, Digital Ecosystems, ICC Digital Standards Initiative)

Trust in trade

デジタル化は単に紙がPDFになるだけでなく、データ/piece of information が処理されることであり、その処理された情報に信頼が求められる。

●Mr Stefano Sedola (UNIDO)

Digitalization in conformity assessment: current practices, challenges and implications for future

開発途上国における、デジタル化/デジタル技術を利用した事例の紹介。

●Mr Martin Michelot (Executive Director, TIC Council Europe)

Conformity assessment providing trust and confidence

コロナ禍でデジタル化は大きく進み、適合性評価の分野でもリモート技術の活用が進んだ。しかし課題はあり、例えば、リモート技術を活用するにあたり、審査員のトレーニングが必要、物理的な制約をカバーするために十分な経験が必要という側面や、セキュリティ問題をはじめとするリスク、審査側と被審査側が従来よりももっと flexible になる必要がある、等々。

以上